第61号議案

財産の取得について

次の財産を取得することについて,議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により,市議会の議決を求める。

令和元年9月2日提出

芦屋市長 伊藤 舞

記

- 1 名 称 芦屋市保健センターレントゲン撮影装置の購入
- 2 財産の種類 物品
- 3 契約の方法 指名型提案方式による随意契約
- 4 契約金額金38,390,000円
- 5 契約の相手方 兵庫県神戸市中央区江戸町93 株式会社島津製作所 神戸支店 支店長 西澤 達夫

芦屋市保健センターレントゲン撮影装置の購入に係る指名型提案方式による随意契 約業者の選定経過について

1 選定方法について

- (1) 契約の方法 指名型提案方式による随意契約
- (2) 評価方法 2次評価まで行い、価格及び価格以外を総合的に評価

2 指名業者の選定について

(1) こども・健康部第1種業務委託等業者選定委員会の開催 令和元年5月20日

委員長 佐藤 徳治 副市長

委 員 川原 智夏 企画部長

委員 稗田 康晴 総務部長

委員安達昌宏福祉部長

委員 三井 幸裕 こども・健康部長

(2) 指名業者及び選定理由

61-4頁「指名業者決定書」の「4 指名業者」及び「5 選定理由」のとおり

3 提案依頼について

- (1) 提案依頼の連絡(FAX) 令和元年5月24日
- (2) 提案依頼書交付令和元年5月27日から5月29日まで
- (3) 参加意思表明書提出期限 令和元年5月27日から6月14日午後5時まで
- (4) 企画提案書・見積書提出期間 令和元年5月29日から6月14日午後5時まで

4 参加意思表明及び企画提案書の提出について

- (1) 参加 1社
- (2) 辞退 11社

辞退理由 仕様に対応できない (機能面,予算,設置場所の面積が狭い,指名型提案方式による提案の経験がない等),人材不足,商品の取り扱いがない等

- 5 評価基準について 61-27頁「評価基準表」のとおり
- 6 1次評価について
- (1) 評価期間 令和元年6月14日から6月28日まで
- (2) 評価方法 企画提案書等について書類審査を行った。 保守金額評価については以下の計算式を用いて評価した。 保守金額評価=配点×(最低見積金額÷見積金額)

7 2次評価について

- (1) 評価日程 令和元年7月1日
- (2) 評価方法 提案内容について,専門委員会からの質問形式で行った。 価格評価=配点×(1-(見積価格÷予定金額))
- 8 評価結果

企業評価9点/15点提案内容評価(書類審査)27点/30点提案内容評価(面接審査)38点/45点価格評0点/60点合計74点/150点

- 9 随意契約業者の決定について
- (1) こども・健康部第1種業務委託等業者選定委員会の開催 令和元年7月22日

委員長 佐藤 徳治 副市長

委 員 川原 智夏 企画部長

委 員 稗田 康晴 総務部長

委 員 三井 幸裕 こども・健康部長

- (2) 随意契約業者 株式会社島津製作所 神戸支店
- (3) 選定理由

61-30頁「随意契約業者決定書」の「5 選定理由」のとおり

指名業者決定書

こども・健康部第1種業務委託等業者選定委員会において審議した結果,下記のとおり指名業者を決定 する。

令和元年5月20日

副市長

総務部長

こども・健康部長

企画部長

委員

福祉部長

記

- 1 件 名 芦屋市保健センターレントゲン撮影装置の購入
- 2 種 別 物品購入
- 履行期間 契約締結日から令和2年1月6日まで ただし胃部及び胸部レントゲン機器の設置・設定をがん検診の予定が入っていない令和元 年12月20日から令和2年1月6日までに実施すること。
- 4 指名業者
- (1) 株式会社日立製作所 神戸支店
- (2) キャノンメディカルシステムズ株式会社 兵庫支店
- (3) 株式会社島津製作所 神戸支店
- (4) GEヘルスケア・ジャパン株式会社 神戸支店
- (5) 富士フイルムメディカル株式会社 関西地区営業本部
- (6) 宮野医療器株式会社
- (7) グリーンホスピタルサプライ株式会社
- (8) シーメンスヘルスケア株式会社 神戸営業所
- (9) 株式会社カワニシ 神戸営業所
- (10) 島津メディカルシステムズ株式会社 神戸営業所
- (11) セイコーメディカル株式会社 大阪支店
- (12) 株式会社トミヤ 西宮支店
- 5 選定理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約

Score -	(選 定 要 素)	(対象業者数)
(1)	平成30・31年度 物件等競争入札参加資格者のうち、【Gア39医療設備】の 取扱可能なもの	44 社
(2)	(1)のうち指名停止期間中でないもの	44 社
(3)	(2)のうち【Gア39医療設備】を取引希望業種1位としているもの	21 社
(4)	(3)のうち兵庫県及び大阪府に本店若しくは契約締結権を有する支店,営業所等を有しているもの	17社
(5)	(4)のうち年間売上上位12社	12 社.

芦屋市保健センターレントゲン撮影装置の購入に係る 提案方式実施要領

1 提案依頼の概要

(1) 件名

本提案依頼書による物品購入の名称は、「芦屋市保健センターレントゲン撮影装置 の購入」(以下、「本業務」という。)とする。

(2) 本業務の依頼内容及び目的

胃部及び胸部のレントゲン撮影に使用している芦屋市保健センターレントゲン撮影 装置の機器更新により、健診・検診を安定的に行い、市民の健康増進を図ることを目 的とする。

(3) 実施形式

価格及び価格以外を総合的に評価し、決定する指名型提案方式とする。

(4) 指名型提案方式とした理由

各事業者の製品内容を比較し、胃部及び胸部がん検診等を実施するに足る製品機能 を見極めるとともに、費用対効果についても精査することで総合的に判断できるため 本提案依頼を行うこととした。

(5) 納入期限

契約締結日から令和2年1月6日まで

ただし胃部及び胸部レントゲン機器の設置・設定をがん検診の予定が入っていない令和元年12月20日から令和2年1月6日までに実施すること。

(6) 予定金額(上限額)

本業務の予定金額(上限額)は、38、390、000円(税込)であり、見積額がこの金額を超過した場合は失格とする。

2 提案手続

(1) スケジュール

提案手続に関するスケジュールは別紙のとおりとする。

(2) 参加意思表明書提出

「参加意思表明書」に所定の内容を記入、押印の上、参加意思表明書提出期限までに芦屋市こども・健康部健康課へ提出すること。

辞退する場合は、「辞退届」に所定の内容を記入、押印の上、参加意思表明書提出 期限までに芦屋市こども・健康部健康課へ提出すること。

なお、やむを得ず参加を辞退した場合においても、今後の指名等への影響はないことを申し添えておく。

(3) 質問受付及び回答

質問受付期限までに、健康課代表メール (kenkou@city. ashiya. lg. jp) 宛に、別紙「質問回答票」にて送付すること。

本市が受けた質問および回答内容は、公平性、透明性を担保するため、その内容及 び質問者の如何にかかわらず、電子メールで提案依頼者全員に公表する。

(4) 企画提案書及び見積書等の提出

企画提案書及び見積書は、「企画提案書・見積書提出期限」までに「2(5) 提出場所」へ持参又は郵送の上、提出すること。

提出物及び提出部数等は、別紙「企画提案書作成要領」を参照すること。

(5) 提出場所

7 6 5 9 - 0 0 5 1

兵庫県芦屋市呉川町14番9号

芦屋市こども・健康部健康課(芦屋市保健センター)

(6) 問合せ先

芦屋市こども・健康部健康課

担当:細井·山本·石飛

TEL: 0797-31-1586

 ${\rm FAX}:\; 0\; 7\; 9\; 7-3\; 1-1\; 0\; 1\; 8$

E-mail: kenkou@city.ashiya.lg.jp

(7) 1次評価結果通知

1次評価結果は、辞退者を除く全ての提案依頼者にFAXにより送信後、郵送する。 また、1次評価の通過者には、併せて2次評価の時間帯を連絡する。2次評価の内 容については、「3(1) 評価方法」を参照すること。

(8) 最終結果通知

最終結果については、先に全ての提案依頼者にFAX又は電子メールにより送付し、郵送する。

3 評価方法

(1) 評価方法

受託者については、参加資格確認、事前審査、1次評価及び2次評価によって決 定する。

提案内容の評価は、公正かつ厳正に実施する。

本業務の見積価格については、「1(6) 予定金額(上限額)」に記載している予 定金額以内であること。

評価については、下表のとおりとする。

段階	種別	対 象	評 価 者	概 要
参加資格確認	• 書類審査	参加申請書提出者	専門委員会	参加申請書提出者が参加資格を満たすかを確認する。
事前審査	• 書類審査	企画提案 書等提出 者	専門委員会	提出書類等一式に漏れや不備がないか確認する。
1 次評価	・企業評価 ・提案内容 評価 (書類審査)	事前審査通過者	専門委員会	企画提案書に基づき評価する。
2次評価	・提案内容 評価 (面接審査)・価格評価	1 次評価 上位 3 者	専門委員会	提案内容のヒアリングに基づき評価する。

(2) 配点

配点は下記のとおりとする。

評価基準については、別紙「評価基準表」のとおり。

- ① 1次評価から2次評価までの点数により、総合点で業者を決定する。
- ② 配点は、企業評価1割(15点),提案内容評価5割(75点,ただし1次評価30点,2次評価45点),価格評価4割(60点)とする。

(3) 参加資格確認

① 対象

参加意思表明書提出者

② 確認方法

参加資格条件と比較し、参加資格の有無を確認する。

(4) 事前審査

対象

企画提案書等提出者

② 評価方法

提出書類等一式に漏れや不備がないか確認する。

- (5) 1 次評価
 - ① 対象

事前審查通過者

② 評価方法

企画提案書等について書類審査を行う。

なお、保守金額評価については以下の計算式を用いて評価する。

保守金額評価 = 配点 × (最低見積金額 ÷ 見積金額)

- (6) 2 次評価
 - ① 対象

1次評価上位3者

- ② 評価方法
 - (ア) ヒアリングによる評価

2次評価者の中から、提案内容について、本市からの質問形式で行う。 ヒアリングは令和元年7月1日(月)から同年7月12日(金)の間のうち1日を設定し、各社40分程度を予定している。

(化) 価格評価

以下の計算式を用いて評価する。

価格点 = 配点 × (1 - (見積価格 ÷ 予定金額)

(ウ) 保守金額評価

以下の計算式を用いて評価する。

保守金額評価 = 配点 × (最低見積金額 ÷ 見積金額)

(7) 失格事項

以下に示す事項に該当した場合、審査結果を待たずに失格になる場合があるので留意すること。

- ① 「企画提案書・見積書提出期限」に遅れた場合
- ② 提出書類に不足があった場合又は本書で定める事項に違反した場合
- ③ 当該案件に関して、本実施要領に定める以外の方法により、本市の職員に直接 又は間接を問わず連絡を行った場合
- ④ 「提案依頼交付開始日」から契約締結日までの間に、本市より指名停止等の措置 を受けた場合
- ⑤ 別紙「評価基準表」にある項目の評価について、1項目でも最低評価を行った選 考委員が過半数を占める場合、又は、提案内容評価において、全選考委員評価点の 総合計が満点の60%未満である場合

4 その他

(1) 留意事項

- ① 保守委託契約は、単年度契約であるが、業務の履行状況が良好であると認められる場合は、平成31年度からの6年間を限度として、毎年度契約を更新できるものとする。但し、当該年度毎の予算の成立を条件とする。
- ② 提案書等提出を受けた資料は、提案者に返却しない。
- ③ 提出された提案書等の全ての資料を受理した後の加筆及び修正は認められない。
- ④ 企画提案書等の著作権等については、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、契約の相手方となった者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は契約の相手方にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとする。
- ⑤ 最優秀提案者を本業務の契約交渉の相手方として確定する。ただし、最優秀提案者との協議の結果、契約内容の履行がされないおそれがある場合又はその他の理由で契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を契約交渉の相手方とできる。

以 上

芦屋市保健センターレントゲン撮影装置の購入

提案方式スケジュール

	手 続	日 時
(1)	提案依頼の連絡(FAX)	令和元年 5月24日(金)
(2)	提案依頼書交付	令和元年 5月27日(月)から29日(水)
(3)	質問受付期間	令和元年 5月29日 (水) から 令和元年 6月 5日 (水) 午後5時まで
(4)	質問回答期限	令和元年 6月 7日(金)午後5時以降
(5)	参加意思表明書提出期限	令和元年 6月14日(金)午後5時まで
(6)	企画提案書・見積書提出期間	令和元年5月29日 (水) から令和元年6月14日 (金) 午後5時まで
(7)	1 次評価結果通知	令和元年 6月28日(金)午後5時以降
(8)	2次評価(ヒアリング)	令和元年 7月 1日 (月) から 令和元年 7月12日 (金) まで ※ ヒアリング実施順,予定時間は別途指定し ます。
(9)	最終結果通知	令和元年 7月26日(金)午後5時以降
(10)	仮契約日	令和元年 8月 1日 (木)
(11)	本契約日	令和元年 9月24日 (火)

仕様書

1 基本事項

- (1) 設置場所: 芦屋市呉川町14番9号芦屋市保健福祉センター3階南館 レントゲン室
- (2) 納期:契約締結日から令和2年1月6日まで ただし胃部及び胸部レントゲン機器の設置・設定をがん検診の予定が入っていない令 和元年12月20日から令和2年1月6日までに実施すること。(納品日については, 芦屋市こども・健康部健康課との協議により決定すること。)
- (3) 納品物:設置場所のレイアウトは別紙「配置図」を参照し、設置できること。
- (4) 機能詳細は別紙「仕様詳細」を参照し、条件を満たすこと。

2 納品作業について

- (1) 事前に打合せを行い、設置場所や搬入経路を確認し、納品できること。
- (2) 納入日に現在設置している胃部及び胸部レントゲン撮影装置(以下,旧品という。)の 搬出を行い,処分を行うこと。
- (3) 旧品を搬出した後に、納品を行うこと。
- (4) 搬入作業料金・搬出作業料金・旧品の引き取り処分料は、落札業者の負担とする。

3 その他

- (1) 開梱・廃材回収を行うこと。
- (2) 当市指定箇所までの配送費用を含むこと。
- (3) 作業者ならびに周辺の安全を確保すること。
- (4) 開庁時間に作業をする場合は、市民向けサービス及び職員の業務に影響がないよう配慮すること。
- (5) 作業の際は周囲の汚損を防ぐために養生すること。
- (6) 作業時は市民や職員が通行する際に注意を払うこと。どうしても通行が難しい場合は事前に許可を得て、通路を通行止めにするなど対応を取ること。
- (7) 大きな音の出る作業をする場合は、事前に芦屋市こども・健康部健康課に連絡し、現場の許可を得てから行うこと。
- (8) 台車やその他工具を使用する場合は、現場にあるものを傷つけたり、汚したりしないようにすること。万が一、傷つけたり汚したりした場合は本市担当者に報告すること。
- (9) 結束バンドなどの端を切り落としたりする場合は、切り落としゴミが残らないように注意すること。
- (10)作業のために物を移動する必要がある場合は、事前に許可を得ること。

4 納品資料

- (1) 機器一覧を納品すること。
- (2) 詳細操作手順書(製造元が提供しているもので構わない)
- (3) 作業完了報告書
- (4) その他,管理運用で必要と思われる資料

仕様詳細

1 目的

胃部及び胸部のレントゲン撮影に使用している芦屋市保健センターレントゲン撮影装置の機器更新により、健診・検診を安定的に行い、市民の健康増進を図ることを目的とする。

2 更新機器

- (1) 胸部 X 線一般撮影装置
- (2) デジタルX線検査システム(以下,「DRシステム」という。)
- (3) 胃部 X 線撮影装置
- (4) 読影用画像診断装置

3 胸部 X 線一般撮影装置機能概要

- (1) フラット型デジタル胸部撮影システムで1パネル1管球式であること。
- (2) 既設のDRシステムと同一の画像処理を行う機能を有すること。
- (3) 間接変換方式であること。
- (4) 既設プリンターと接続を行い、フィルム出力機能を備えること。
- (5) 兵庫県内に障害対応の可能なサービスセンターを持っていること。
- (6) 患者 I D情報をオンラインで受診する機能を備え、接続を行うこと。
- (7) 照射野連動であり、APRオートコリメーション可能であること。
- (8) 検査室内で条件設定が可能であり、照射野設定がワンタッチで可能であること。
- (9) 肺がん検診・アスベスト検診ガイドライン条件を満たしていること。
- (10) 面積線量が自動計算で表示されること。
- (11) 撮影台に生殖腺防護のプロテクターが付いていること。
- (12) オートコリメーターに合わせて自動でフィルタ交換できること。
- (13) 撮影条件履歴が残せること。
- (14) リアスイッチがあること。

4 DRシステム機能概要

- (1) 上記の胸部 X 線一般撮影装置と連携可能であること。
- (2) 抗菌・防水・耐荷重性能を有すること。
- (3) ダイコム接続可能であること。
- (4) グリッド除去処理が可能であること。

5 胃部 X 線撮影装置機能概要

- (1) フラット型デジタル胃透視撮影システムであること。
- (2) 間接変換方式であること。
- (3) 既設プリンターと接続を行い、フィルム出力機能を備えること。

- (4) 兵庫県内に障害対応の可能なサービスセンターを持っていること。
- (5) 患者 I D情報をオンラインで受診する機能を備え、接続を行うこと。
- (6) 透視・撮影が17×14インチで可能であること。
- (7) パルス透視を有し、被ばく量を低減できること。
- (8) 取り外し可能な可搬型FPDを搭載していること。
- (9) X線管球を150cm以上引き伸ばすことが可能であること。
- (10) 斜入撮影機能を有すること。
- (11) 最大 1 5 f p s の高速デジタル連続撮影が可能であること。
- (12) 高画質 F P D からマトリクス補正を行わず、最大 2 6 8 8 × 2 2 0 8 マトリクス (1 7 × 1 4 インチ時) で画像処理・収集を行えること。
- (13) 不要な軟 X 線を除去できるよう 3 種類以上の B H フィルタを装備していること。
- (14) 撮影部位に合わせてFPDが回転できること。

6 読影用画像診断装置

(1) 上記の胸部 X線一般撮影装置及び胃部 X線撮影装置と連携がとれること。

レントゲン撮影装置機器更新に関する企画提案書抜粋

2. 提案内容の的確性

仕様詳細に則り, 下記仕様の装置を提案させて頂きます。

2-1. 仕様詳細

- (1)更新機器一覧
- ①胸部 X 線一般撮影装置
- ②デジタル X 線検査システム(以下、「DR システム」という。)
- ③胃部 X 線撮影装置
- ④読影用画像診断装置

①胸部 X 線一般撮影装置機能概要

1)フラット型デジタル胸部撮影システムで1パネル1管球式であること。 可:17×17 インチ FPD 搭載型の1管球天井懸垂式胸部撮影システムです。



2) 既設の DR システムと同一の画像処理を行う機能を有すること。 可: 既設システムと同一の画像処理を有します。新たにダイナミック処理を搭載致します。

3)間接変換方式であること。

可:間接変換方式です。CsI+ISS(鮮鋭度向上のため X 線照射野側よりデータを読み取る方式を採用)

4)既設プリンターと接続を行い、フィルム出力機能を備えること。 可: 既設ドライイメージャと接続し、フィルム出力可能。

5) 兵庫県内に障害対応の可能なサービスセンターを持っていること。 可:兵庫県神戸市にサービスセンターがあります。

「企画提案書抜粋]

6)患者 ID 情報をオンラインで受診する機能を備え、接続を行うこと。 可: 既設 ID システムと MWM 接続可能です。

7) 照射野連動であり、APR オートコリメーション可能であること。 可:撮影前に APR に連動して、自動かつ電動で照射野のコリメーションが可能です。

8)検査室内で条件設定が可能であり、照射野設定がワンタッチで可能であること。 可:検査室内の天井懸垂器液晶タッチパネルにて撮影条件設定、照射野設定が可能です。



9)肺がん検診・アスベスト検診ガイドライン条件を満たしていること。可:肺がん検診・アスベスト検診ガイドライン条件を満たしています。

10)面積線量が自動計算で表示されること。

可:撮影条件、照射口の開きから面積線量を自動計算することが可能です。

Ø陰無 120cm Cr	正面	70kt	250m	80 £ 11 uisti
口質蓋 IZUka Ur	例面	70k7	250m	80 ₈₅₈

計算面積線量

11)撮影台に生殖腺防護のプロテクターが付いていること。

可:立位撮影台に生殖腺防護のプロテクターが搭載されています。

12)オートコリメーターに合わせて自動でフィルタ交換できること。

可:APR に合わせて自動でフィルタ交換が可能です。



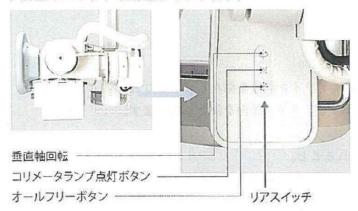
13)撮影条件履歴が残せること。

可:撮影条件履歴を一般撮影装置本体にて512件残すことが可能です。



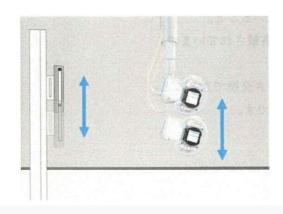
14)リアスイッチがあること。

可:検査室内の天井懸垂器支柱部にコリメータランプ・オールフリー・支柱軸回転電磁ロック解除のスイッチを搭載しております。



仕様外特長 1) X 線管球上下連動

立位撮影台とX線管球が連動して上下動することが可能です。



仕様外特長 2)LED 仕様コリメータランプ 高輝度かつ長寿命な LED を採用しております。

仕様外特長 3)安全設計

コリメータ下部, 天井懸垂器支柱下部に安全用クッションを装備しています。



②DR システム機能概要

1)上記の胸部 X 線一般撮影システムと連携可能であること。

可:照射野連動機能搭載。

2)抗菌・防水・耐荷重性能を有すること。

可:パネル表面に抗菌コートを施してます。また、抗菌規格 JIS Z 2801 に適合し、国際規格 ISP22196 に対応した SIAA (抗菌製品技術協議会) 登録商品です。防水機能あり。(IPX6 準拠) 全面で $310 {\rm kg}$ 、 $\Phi 4 {\rm cm}$ で $160 {\rm kg}$ の荷重まで耐えられる設計となっています。

3)ダイコム接続可能であること

可:DICOM 準拠の製品です。(Storage・MWM 可能)

4)グリッド除去処理が可能であること。

可:グリッド除去処理搭載し、モニター診断時、グリッド線によるモアレを防ぎます。

③胃部 X 線撮影装置機能概要

1)フラット型デジタル胃透視撮影システムであること。

可:17×14 インチ(半切)FPD 搭載型の X 線胃部透視撮影システムです。



2)間接変換方式であること。

可:FPD は間接変換方式です。

3) 既設プリンターと接続を行い、フィルム出力機能を備えること。 可: 既設プリンターと接続し、フィルム出力が可能です。

4)兵庫県内に障害対応可能なサービスセンターを持っていること。

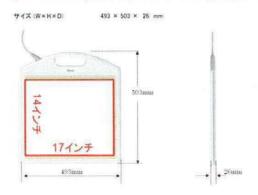
可:兵庫県神戸市にサービスセンターがあります。

5)患者 ID 情報をオンラインで受診する機能を備え、接続を行うこと。

可:DICOM接続することで、患者 ID情報をオンラインで受診することが可能です。

6)透視・撮影が 17×14 インチで可能であること。

可: 17×14(14×17)インチで X 線透視・撮影が可能です。



7)パルス透視を有し、被ばく量を低減できること。 可:パルス透視機能を有し、被ばく線量を低減することができます。

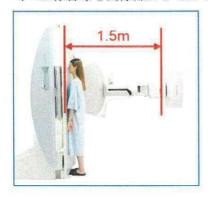
8)取り外し可能な可搬型 FPD を搭載していること。

可:搭載している FPD を透視台本体から取り外し、利用することが可能です。



9)X線管球を150cm以上引き伸ばすことが可能であること。

可:X線管球を受像部よりSID 150cm まで引き伸ばすことが可能です。



10)斜入撮影機能を有すること。

可:斜入撮影機能を有しています。

